

別紙

抗告の趣旨

原決定を取消す旨の裁判を求める。

抗告の理由

一、原決定は別紙記載の決定を昭和五八年八月二七日付で行い、同決定は同月三〇日に抗告人に送達された。

しかし原決定には相手方等が商法二九四条に定める要件（抗告人の発済株式の総数の十分の一以上に当る株

式を有する株主）を欠缺していること明らかであるのに検査役選任の請求権があると判断した致命的な誤りがあるので取消されるべきである。

二、相手方等は、相手方等が所有する抗告人の二〇〇株式（以下本件株式という）を信託する旨の契約を締結している（本件株式につき信託契約を締結していること自体は相手方等は特に争わないし、疏甲第一号証の一乃至二八によつても明らかである）。

三、相手方等が本件株式につき、信託している目的は次のとおりである。

（一） いわゆる従業員の特権制度を導入することによつて従業員主体の会社再建をはかるために従業員持株制度が採用された。

（二） 従業員がそれぞれ思い思いに株主権を行使していたのでは、再建をめざした会社運営が極めて困難となり、また株式の譲渡等によつて本件株式の持株数が不平等になつたり、あるいは本株式が従業員以外に譲渡されるおそれがあるので、本件株式を信託することによつて、受託者が株主権を統一的に行使し、会社運営を円滑にさせるために信託制度が採用され、右の趣旨のもとに本件株式について信託契約が締結されている。

（三） 受託者が委託者（相手方等を含め）から信託された株式につき、株主権をどのように行使するかについては、委託者の意思を尊重しなければならないことは言うまでもないが、従業員持株及び信託制度の導入の趣旨、目的を達成するために共済会を設置し、共済会総会の決議の趣旨にそつて株主権を行使することとなつてゐる。

四、前述したように抗告人会社においては従業員持株、株式信託及び共済会制度は、一体のものとして運用されている。相手方等の本件株式信託の目的も右のように解釈され、右目的にそつたものと理解されなければならない。相手方等の本件株式信託は、株主権（担し配当請求権、残余財産分配請求権を除く）をすべて信託したものであり、個々の株主が原株式に基づいて株主権を行使することは許されない。本件株式の受託者のみが、その受託者としての地位に基づいて株主権を行使することが許されるのである。

五、相手方等の検査役請求権は相手方等が原株式に基づいて行使することはできず、本件株式の受託者のみが、検査役請求権を行使することができるのである。検査役請求権のように少数株主権行使が本件株式信託後も残されているとするなら、委託者と受託者との本件株式信託契約の合意（すべての株主権、但し一部は除く）を信託し、受託者が行使する）に反するばかりか、株主権を統一的に行使しようという趣旨にも反するものである。

六、原決定には決定の理由の記載がないので判らないが、原決定は、相手方等の検査役選任請求権の行使がその要件を欠缺し違法であるのにそれを看過し決定したのであるから取消されるべきである。さらに原決定は、本件株式信託の有効性についての理解が不充分であるので、抗告審においては、本件株式信託契約が有効であり、検査役選任請求権は受託者のみが行使できるものであることを明らかにされることを切望する。

別紙

原決定

主

文

一、比叡山観光タクシー株式会社（本店所在地、京都市[]区[]町[]番地）の別紙一、二、の業務及び財産の状況を調査せしめるため

京都市[]区[]上る、[]ビル[]階[]号

京都弁護士会所属弁護士 [] [] []

を検査役に選任する。

二、本件申請費用は被申請人の負担とする。

理 由

本件申請人等の申請を相当と認め、商法第二九四条、非訟事件手続法第一二九条の二同二六条の規定を適用して主文のとおり決定する。

（京都地方裁判所 昭和五八年八月二七日決定）

別紙

一、昭和五三年七月末日頃、代金一、二〇〇万円で実施された事務所、従業員休憩所、浴室、ガレージの新築増改築工事について。

二、昭和五六年三月一日以降（第二〇期）昭和五八年二月末日迄の決算書作成の経理処理一切の不正の有無。

（特に、仮払金、立替金：事故、傷病給付赤字立替金を含む、交際費、旅行交通費、福利厚生費、給料手当、被服（正服）、購入費の各科目の経理処理に重点を置く。）